

英語教授法（TEFL・TESOL）取得支援事業要領

一般財団法人 自治体国際化協会

（目的）

第1条 一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）は、英語教授技術の向上に意欲のあるJETプログラム参加者の能力開発を図るとともに、任用団体によるJET参加者の英語教授技術向上の要望に応えるため、JET参加者の英語教授法（Teaching English as a Foreign Language 又は Teaching English to Speakers of Other Languages、以下「TEFL/TESOL」という。）取得に係る経費の一部を助成するものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、現役のJETプログラム参加者のうち、原則として当該年度4月新規来日者及び再任用予定の参加者とする。

（助成対象講座）

第3条 助成対象講座は、TEFL/TESOL オンラインコースにより開講され、総受講時間が100時間以上の講座とする。

2 前項の条件を満たす講座のうち、協会が適当と判断するものとする。

（助成額）

第4条 助成額は、対象講座の受講経費のうち、1人当たり15,000円を上限とする。

ただし、受講経費総額が15,000円未満の場合には、受講経費総額を上限とする。

2 円換算により受講経費を算定する場合の為替レートは、協会本部が別に示すレート（当該年度の当初予算編成時に用いられた外国貨幣換算率）を使用する。

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする者は、協会が別に定める期日までに、指定するウェブサイトの画面に、第3条に該当する講座など必要事項を登録することで、申請したこととする。

（助成対象の決定等）

第6条 協会は、前条で申請された内容を審査し、予算の範囲内で助成対象の可否及び助成額を決定し、助成申請者に通知する。

(修了報告)

第7条 助成対象者は、受講講座修了後速やかに「修了報告書」(様式)に確認書類を添付し、協会が別に定める期日までに、協会に提出する。

2 協会は、「修了報告書」等を審査し、修了者に対して、助成金を支給する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協会が定める。

附 則

この要領は、平成23年 6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 12月 22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。